

9-2 都市計画法施行細則（平成12年宮城県規則第148号）

（趣旨）

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び都市計画法施行条例（平成12年宮城県条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（法に基づく公告及び告示の方法）

第2条 法第5条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）、第17条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第3項又は第55条第4項の規定による公告及び法第20条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）又は第62条第1項（法第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示については、宮城県公報により行うものとする。

（土地の試掘等の許可の申請）

第3条 法第26条第1項の規定による土地の試掘等の許可を受けようとする者は、当該土地の試掘等を行うおとする日の30日前までに、様式第1号による許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- 一 試掘等を行うおとする土地の位置を表示した地形図で縮尺5,000分の1以上のもの
- 二 道路、水路その他地形の概略及び試掘等をしようとする土地の境界を明示した現況図で縮尺500分の1以上のもの

（開発許可の申請書の添付図書）

第4条 条例第2条第1項第1号の図書は、法第33条第1項第12号及び第13号の基準に適合していることを示す場合にあっては、次に掲げるものとする。

- 一 開発許可を受けようとする者の所得税の前年における納付すべき額及び納付済額を証する書面（開発許可を受けようとする者が法人である場合にあっては、法人税の前事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面）
- 二 開発許可を受けようとする者及び工事施行者の様式第2号による事業経歴書並びに工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可又は同条第3項の規定による更新を受けていることを証する書類

2 条例第2条第1項第3号の図面は、縮尺500分の1以上のものとする。

3 次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に定めるものでなければならない。

法第30条第2項に規定する公共施設の管理者の同意を得たことを証する書面	様式第3号によるものとする。
法第30条第2項に規定する公共施設を管理することとなる者等との協議の経過を示す書面	様式第4号によるものとする。
都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第16条第2項の設計説明書	様式第5号によるものとする。
省令第17条第1項第3号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類	様式第6号による書類及び同意者の本人確認資料（印鑑登録証明書等）とする。
省令第17条第1項第4号に規定する設計者の資格を有する者であることを証する書類	様式第7号による書類及び省令第19条の基準に適合することを証する書類とする。

（排水施設の設置基準）

第5条 省令第22条の規定により排水施設の管渠の勾配及び断面積を定める場合は、降雨強度値及び流出係数については、次に掲げる数値を基準とする。

- 四 申請地の縮尺500分の1以上の求積図
- 五 建築物若しくは特定工作物の敷地に対する配置の状況を表示した縮尺300分の1以上の図面
- 六 建築物若しくは特定工作物の縮尺100分の1以上の平面図及び2面以上の立面図
- 七 様式第28号による計画概要書
- 八 開発行為又は建築等に関する計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを示す図書
(適用除外)

第30条 第23条(第3項を除く。)から第25条までの規定は、石巻市長及び大崎市長がした法第29条第1項又は第2項の規定による許可(平成13年5月18日以前に知事がした都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)の規定による改正前の都市計画法第29条の許可のうち開発区域が石巻市の区域内であるもの及び平成17年4月1日以前に知事がした同条第1項又は第2項の許可のうち開発区域が石巻市の区域(同年3月31日における旧石巻市の区域を除く。)内であるもの及び平成20年4月1日以前に知事がした同条第1項及び第2項の規定による許可のうち開発区域が大崎市の区域内であるものを含む。)に係る開発登録簿については、適用しない。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
(都市計画法施行細則の廃止)
- 2 都市計画法施行細則(昭和57年宮城県規則第26号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に知事に対してなされている法第26条第1項、省令第60条又は省令附則第3項の規定による許可又は確認に係る申請は、この規則の規定によりなされた法第26条第1項、省令第60条又は省令附則第3項の規定による許可又は確認に係る申請とみなす。

附 則

この規則は、平成13年7月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の都市計画法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の都市計画法施行細則の規定によるものとみなす。